

# 事務所通信

2010年4月号 No.58



## CONTENTS

- |                               |    |                |    |
|-------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント<br>・・・リースのメリット・デメリット | P1 | ● 家電エコポイントの延長  | P4 |
| ● 平成22年度 税制改正                 | P2 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 雇用・能力開発機構 助成金               | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
|                               |    | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## リースにするか、買い取りにするか？

機械装置を導入したいのですが、割賦で購入するか、リースにした方が良いかというご相談が時々あります。割賦で購入するというのと、銀行から借り入れをして、そのお金で購入するというのも同じことですが、どういうことを考えて判断したらいいのでしょうか？また、リースにはどのようなメリットやデメリットがあるのでしょうか？

### ◎購入費用を分割して支払うという点で割賦購入と似ている

リースには様々な形態がありますが、通常はファイナンスリースのことを指します。ファイナンスリースは金融機関からの借り入れで設備投資を行う代わりに、設備をリース会社より調達し、代金をリース料としてリース契約期間（通常、設備の耐用年数に相当）で支払う契約のため、原則として中途解約できません。解約するには残リース料総額相当の解約違約金の支払いが必要となります。購入費用を分割してユーザーが支払うという意味では割賦購入と類似しています。

### ◎リース期間はその物件の耐用年数より短く設定できる

リースと割賦の主な違いは契約期間終了時の所有権移転の有無にあります（リース契約によってはリース期間終了後に所有権が移転する取引もあります）。リースは、リース期間終了後には原則、リース会社に物件を返還する必要があります。

#### メリットは

- (1) 固定資産税や保険料負担、廃棄処理などの事務管理はリース会社が行います
- (2) リース期間をその物件の耐用年数より短く設定できるので、短期間で経費処理することができます。
- (3) リース料は毎月定額のためコストを容易に把握できます。
- (4) 経理上、賃貸借取引の経理ができるため、リース債務を顕在化しないことができます。

#### デメリットは

- (1) リース料には金利や事務管理費用が上乗せされるため、割賦の月払額よりも割高になります。
- (2) 所有権がないためリース期間終了後も引き続き使用するには再リース料を支払わなければなりません。
- (3) 税制上の優遇効果が購入の場合に比べて小さいことなどです。

### ◎現金流出予定総額を比較検討し、総合的に判断する

割賦とリースの選択には、設備の使用予定年数における現金流出総額の多寡と現在の資金調達力との兼ね合いで判断することになります。「リース料総額」と「割賦金支払予定総額＋保険料－機械の下取処分価額」を比較するのがよいでしょう。



## 平成22年度 税制改正

平成22年度税制改正の中小企業に関係のある主なポイントをご紹介します。

### 法人関係

- 平成18年から始まった、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与のうち、給与所得控除額を損金不算入とする制度が廃止されます。  
平成22年4月1日以降に終了する事業年度から廃止となります。
- 交際費の非課税枠や投資促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例など中小企業向けの租税特別措置については、基本的には継続延長となります。

### 所得税関係

- 扶養控除の一部減額・廃止 平成23年からの改正です。

	現 行	改正後	
0歳～15歳	38万円	0円	廃止
16歳～18歳	63万円	38万円	25万円減額
19歳～22歳	63万円	63万円	現行維持
23歳以上	現 行 維 持		

- 平成24年1月1日以降に、「介護医療保険」に加入した場合、生命保険料控除が「一般分」「個人年金分」に加え「介護医療保険分」が追加され、最高12万円控除が受けられます。  
平成24年分以降の所得税について適用されます。

### そ の 他

- 贈与税では、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税限度額が拡大されます。(要件:所得2,000万円以下)  
非課税限度額 = 現行500万円→H22年1,500万円→H23年1,000万円
- ガソリン税は実質的には、減税はありません。
- たばこ税は1本あたり3.5円の増税、1本について5円程度の値上げとなります。  
適用は平成22年10月1日から。

以上、税制改正のポイントのみ紹介しました。細かな規定等は各担当へお問い合わせ下さい。

※上記は、「平成22年度税制改正大綱」等をもとに作成しています。

< 池 原 >

# 雇用・能力開発機構 助成金

平成22年4月1日より、雇用・能力開発機構にて扱っている雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）の助成金が改定されますのでご案内させていただきます。

## ◆ 助成金の種類

### 1. 労働者の人材の確保・雇用管理の改善・キャリア形成支援等のための助成金

- (1) 中小企業基盤人材確保助成金
- (2) 中小企業人材能力発揮奨励金
- (3) キャリア形成促進助成金
- (4) 中小企業雇用創出等能力開発助成金
- (5) 地域雇用開発能力開発助成金
- (6) 中小企業人材確保推進事業助成金



### 2. 建設労働者の雇用管理の改善等のための助成金

- (1) 建設教育訓練助成金
- (2) 建設事業主雇用改善推進助成金
- (3) 建設事業主団体雇用改善推進助成金

※ 詳しくは雇用・能力開発機構HP参照下さい。(http://www.ehdo.go.jp/index.html)

## ◆ 助成金改正内容

助成金名	改正点	摘要
中小企業人材能力発揮奨励金	廃止	平成22年3月31日までに改善計画を都道府県に提出された場合は、4月1日以降経過措置が適用されず。
中小企業基盤人材確保助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新分野進出等に係る中小企業基盤人材確保助成金において一般労働者への助成が廃止されます。</li> <li>・生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金において特定地域への拡充措置が廃止されます。</li> <li>・小規模事業主への拡充措置が廃止されます。</li> <li>・300万円以上の設備投資要件が効なくなります。</li> <li>・助成額が140万円→170万円に拡充されます。</li> </ul>	—
キャリア形成促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練等支給給付金・専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）に係る助成率が1/2から1/3に引き下げられます。</li> </ul>	年間職業能力開発計画期間が平成22年4月1日以降に開始されるもの
中小企業雇用創出等能力開発助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業主への拡充措置が廃止され、助成率が2/3から1/2に引き下げられます。</li> </ul>	同上

※ 上記助成金は改定あるもののみ記載しています。

## ◆ 能力開発機構助成金の活用を！！

新分野進出や生産向上による人材サポートや従業員のキャリアアップのための補填など様々な助成金があります。一度助成金の内容を確認して頂き申請もれのないように手続きをお願いします。

< 倉 又 >

# 家電エコポイントの延長

昨年の5月15日から実施されているグリーン家電エコポイント制度が、一部制度改善を行なった上で、今年4月1日から新しい制度としてスタートされています。

## 1. 家電エコポイント税制の延長

これまで、平成22年3月31日までに家電エコポイント対象製品を購入された方を対象としていましたが、大きく3つの制度改善を行なった上で、家電購入の期限を平成22年12月31日まで延長されました。

- ※ 地デジ対応テレビは今年の4月1日から対象が変わります。
- ※ 法人は対象製品が納品された時点で購入となります。
- ※ 家電エコポイント登録申請期限は、平成23年2月28日まで延長されました。平成22年3月31日までに購入された場合も、登録申請期限は平成23年2月28日です。(登録された家電エコポイントの商品交換申請期限は平成24年3月31日まで変更はありません。)

## 2. 家電エコポイント制度の大きな3つの改善内容

### (1) 申請手続きの改善

#### ①「2010グリーン家電エコポイント申請ゴールドサポート販売店」の導入・運用開始

これまで、家電エコポイントに関する相談・問い合わせ・申請書等の配布を行なう家電販売店を「サポート販売店」として登録していましたが、新たに申請書の作成を行なう販売店を「ゴールドサポート販売店」と登録し、今年の4月1日以降、これまで対象製品を購入された方から依頼があった場合は、ゴールドサポート販売店が申請書を作成することになりました。

#### ②家電エコポイント申請書の簡素化

今まで申請書への記入が必要となっていた型番・製造番号などの記入を不要とするなど申請書が簡素化されました。

#### ③店頭利用申請書の導入

対象製品を購入した「サポート販売店」において、家電エコポイントを申請する前にLED電球等との交換に利用する場合、これまで購入者が家電エコポイント申請書に必要事項を記入することとなっていたが、今年4月1日以降はサポート販売店が店頭利用申請書を作成し、それを家電エコポイント申請書に添付することになりました。

#### ④申請書に関する審査状況の確認

事務局に届いた申請書については、インターネットで審査状況が確認できるようになりました。

### (2) 対象製品の省エネ基準の強化

家電エコポイント制度では、引き続き、統一省エネラベル4☆相当以上の製品が対象です。

ただし、地上デジタル放送対応テレビについては、省エネ基準の改定に伴い、今年4月1日以降は、より省エネ性能の高い製品に、4☆、5☆の表示がつけられることになりました。

このため、今まで家電エコポイント対象となっていた地デジ対応テレビの一部は、今年4月1日以降は3☆以下となるため、4月1日以降に購入された場合は対象外となります。

エアコン、冷蔵庫については変更ありません。

### (3) LED電球等の利用促進

今年4月1日以降に対象製品を購入した「サポート販売店」において、家電エコポイントを申請する前に、それをLED電球等との交換に利用する場合、必要な家電エコポイント点数が半分で済むようになりました。

< 堀 田 >

**Q** 期限内に所得税の確定申告を済ませましたが、売掛金計上もれがあり、修正申告をすることになりました。納付税額が増えて不足額が発生しました。口座振替を利用していますが、この不足分は加算されて引落となりますか？

**A** 修正申告の場合には、口座振替は利用できませんので不足分については電子納税や現金等により別途納付することになります。納期限の翌日（平成22年3月16日）から延滞税がかかる場合もありますので、早めに納付してください。

<補足> 修正申告に限らず、期限後申告、準確定申告（亡くなった方の確定申告）も口座振替は利用できません。

**Q** 部屋の掃除をしていたら、平成17年分の病院の領収書がたくさん出てきました。この年の年末調整では納付税額があり、税金が戻ってくるのでは、と言われましたが、その手続きをいつまでに行なえば良いのでしょうか？

**A** 過年分の還付ができる期間には消滅時効というものがあり、5年間で時効になります。平成17年分については、平成22年12月末までになります。ただし、この過年分の還付請求ができるのは、確定申告をしていないことが条件となります。確定申告をしている場合は更正の請求となり、期限は1年間です。

**Q** 「納税証明書」や「所得証明書」等を求められることがあります何が違うのですか。

**A** 「納税証明書」は税を納付したことの証明です。確定した納付税額、所得、税金非滞納、滞納処分も証明することができます。  
「所得証明書」は収入金額と所得金額だけを記載し、「所得課税証明書」はそれに加えて年税額や控除額も書かれた詳しい証明です。当該年度の証明書に、前年度の所得が証明されています。証明書の提出先がどの種類の証明書を必要としているのか、あらかじめ確認しておく必要があります。

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
4月23日(金) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 平成22年税制改正のポイント	加藤森苑理士事務所	加藤輝守	1,000円

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ 海老と蝦

イセエビは漢字で伊勢海老、クルマエビは車蝦と書くがその違いはこうだ。

エビの中間はわかっているものだけで2340種類以上もいるが、大きく分けると二つになる。

主に足を使って歩いて移動するはエビは漢字で海老、泳いで移動するエビは漢字で蝦と書く。

某雑学HPより (担当:小森)





# 休日カレンダー



4月(卯月) April

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10 広川・原
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 テルモ経営研究会	24
25	26	27	28	29 昭和の日	30	

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 4月の税務



- 4月12日 平成22年3月分源泉所得税・住民税の納付
- 4月15日 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(随時)
- 4月30日 平成22年2月決算法人の法人税等・消費税の確定申告、納付  
平成22年8月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付  
平成22年11月、5月決算法人の消費税の中間申告、納付

### あとがき

4月になり新年度となりました。子供の頃は、新年度を迎えるたびに期待と不安が入り交じった緊張感があり、特に進学など環境が一変する時は今でもその時のことやその感覚などが思い出されます。事務所にお世話になるときもまた同じです。

さて、それから数年経った今は4月になっても何も変化がなく、確定申告が終わって春になったなあと思うことくらいしかありません。そしてダレてしまうことも度々なので、初心に戻って気を引き締めていきたいと思います。

< 田 中 >